

令和7年度公益通報制度の運用状況

1. 内部の職員等による通報

公益通報に該当する法令違反以外の区の組織・職場における不適切な事実等に関する通報（一般サービス、公金公物取扱い、公務外・信用失墜行為等）も公益通報に準じて取扱っています。

通報概要	調査結果	是正措置等	受付窓口
1 (不受理) 職員の服務管理に係る法令違反	—	—	総務部総務課
2 (不受理) 服務手続の職員間の不公平	—	—	総務部総務課
3 ハラスメント行為	(未実施) 調査実施前に当該行為を行った職員への指導等、改善がなされた。	—	総務部総務課及び公益通報相談員(第三者窓口)
4 職員の服務管理に係る法令違反	不適正な事実が認められた。	適正な管理を文書により徹底	総務部総務課
5 不適正な行政許可	違法な事実は認められなかった。	—	総務部総務課
6 (不受理) 不適正な人事配置	—	—	公益通報相談員(第三者窓口)

*通報概要で(不受理)となっているものは、通報後の確認により、公益通報者保護法の対象とする違反行為等にあたらなかったため、調査を実施していない。

2. 外部の労働者による通報

2件